

# 江北町教育大綱



平成27年12月

江北町

## ○はじめに

江北町では、「子や孫に誇れる郷土づくり」を町の大きな柱として子育て支援に取り組む中、教育基本法や佐賀県の基本方針を十分に踏まえつつ、町の基本方針を策定し、教育の充実に向けた取り組みが進められています。

そこで、今後の本町の教育及び文化の振興に関する総合的な施策を示すため「江北町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

## ○大綱の位置付けについて

平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」（以下「改正地行法」という。）第1条の3に規定に基づき、本町の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策に関する基本的な方針を定めるものです。

## ○関連計画との調整

江北町では、平成22年12月に第5次総合計画を策定しました。改正地行法の規定に先んじて、教育の基本的方向を掲げていることから、大綱は、この第5次総合計画を重視して策定します。

国及び佐賀県等において策定済の計画等についても、趣旨を踏ま

えて策定するものとします。

## ○期間

大綱の期間は、平成27年度を始期とし、平成30年度を終期とする4年間とします。

## ○江北町教育の基本方針

- I 「生きる力」(確かな学力、豊かな心、健やかな体)を身につけ、  
バランスのとれた児童・生徒を育む学校教育の推進
- II 教育活動を支える教育環境の整備・充実
- III 社会教育・生涯学習の振興、歴史や文化の継承と保存活用
- IV 夢・感動と活力を生むスポーツの振興

これらの推進にあたっては、地域住民の意向を反映するため町民の参画と協働を基盤とし、

- ・学校は、教育の専門機関として、確かな学力をはじめ実社会、実生活生き抜くための資質・能力を育みます。
- ・家庭は、教育の原点として、基本的な生活習慣や社会における規範意識など、学校生活、社会を生きるための基礎を育みます。
- ・地域は、人間性・社会性などを幅広く育む場として、多様な人材や

資源を活かして学校や家庭での教育を支援するとともに、様々な教育や学習の機会を提供し、地域の教育力を高めていきます。

この基本的な役割分担のもと、学校・家庭・地域が相互に理解を深め、密接な連携を図る必要があります。このような認識のもと、本町教育に携わるものは、その使命と責任の重大さを自覚し、常に研鑽に努め、町民の期待と信頼に応えられるよう教育を推進していきます。